

# 環境・生態系保全活動支援制度検討会

## 中間取りまとめ

## 目 次

- 1 検討会の趣旨
- 2 経緯
- 3 施策の実施とその内容
- 4 国民理解の促進、他の活動との連携
- 5 終わりに

### 参考資料

参考 1 参考図表

参考 2 委員名簿

## 1 検討会の趣旨

昨年3月に策定された水産基本計画においては、藻場・干潟等の維持管理等の沿岸域の環境・生態系を守るための活動を促進する方策の確立を図ることが示されている。

このため、平成19年度から水産庁は地域の実態把握や保全管理の手法の検討を行う調査を実施しているところである。

本年5月、本検討会は、幅広い分野の有識者による多角的な議論を行い、国民の理解も深めつつ、環境・生態系保全活動の支援制度の確立を図ることを目的として設置された。

## 2 経緯

本検討会では、藻場・干潟等の現状と問題点等、藻場・干潟等の保全活動事例の紹介、藻場・干潟等の保全活動に関する参考人ヒアリング、藻場・干潟等の支援施策の考え方等を主な議題として、3回の検討会を実施したほか、現地視察を行った。その経緯は以下に示すとおりである。

### 検討経緯

時期	主な検討事項
平成20年5月26日	(第1回) ・藻場・干潟等の現状と問題点等 ・藻場・干潟等の保全種事例の紹介
平成20年6月13日	(第2回) ・藻場・干潟等の保全種に関する参考人ヒアリング ・藻場・干潟等の支援施策の考え方
平成20年7月3日	・福島県相馬市における現地視察
平成20年7月8日	(第3回) ・藻場・干潟等の保全種支援施策に関する中間取りまとめ

### 3 施策の実施とその内容

検討会において述べられた各委員等からの意見・留意点等を踏まえ、本検討会としては、環境・生態系保全活動の支援制度については、以下のような考え方に基づいたものとするのが適当と考える。

#### (1) 施策の必要性

##### 藻場・干潟等の機能

藻場・干潟等は、産卵場の提供、幼稚魚等の保育場となる等により水産資源の保護・培養に重要な役割を果たすとともに、水質浄化等の公益的機能の発揮を支える社会の共通資源であり、その効果は地域や国民に広く及んでいる。

##### 現状

こうした藻場・干潟等の機能は、漁業者が漁業活動のかたわら実施する保全活動によって維持されてきた。

しかしながら、平成10年ごろから、藻場・干潟等の減少や機能低下が更に進行していると考えられる。これは、

ア 近年の海洋環境の変化等により食害生物が増加する等の事態が発生しており、藻場・干潟等の機能を維持、増大するために必要な保全活動の量が増加していること

イ 漁業者の減少・高齢化による保全活動の担い手の弱体化により保全活動に従事する人数や活動量が減少していること

ウ 保全活動のために必要な費用が増加しているものの、漁業者が当該負担を担うことができなくなっていること

等から、必要となる保全活動の量に比して実際の活動量が十分に確保できなくなっていることによるものと考えられる。

こうした中で、藻場・干潟等の減少や機能低下が進行することによって、多くの地域で漁業資源の減少による漁獲量の減少、水質の悪化等が懸念されるようになっている。

こうした藻場・干潟等の減少や機能低下は、必要な保全活動量が確保されない場合には、今後ますます進行することが予測される。

##### 施策の必要性

上記のような状況が放置されれば、国民に対し、今後とも国産水産物を安定的に供給するとともに、公益的機能の発揮を通じて国民へ便益を提供することが困難になると懸念される。

このため、藻場・干潟等の機能の維持・回復を図るための施策を講ずる必要がある。

また、藻場・干潟等は、その機能の内容や効果が及ぶ広さにかんがみ、国民共通の財産と考えられ、その保全は国民全体で行っていく必要がある。

このため、国、地方自治体、漁業者、地域住民、都市住民等がそれぞれの役割に応じて保全に努める必要がある。

## (2) 支援対象地域資源

(1) で述べた藻場・干潟のほか、ヨシ帯についても、稚魚の保育場としての機能や富栄養化の防止等の機能を有しており、これらの機能は地域漁業者を中心とした保全活動により支えられてきたと考えられる。

このため、本検討会で検討された藻場、干潟、ヨシ帯については、支援の対象となる地域資源とするべきである。また、これらのほか、藻場・干潟、ヨシ帯と同様に水産資源の保護・培養や公益的機能の発揮を支えると認められる地域資源についても対象とすることができるようにするべきである。

## (3) 保全活動

### 活動組織

藻場・干潟等についての環境・生態系の保全活動（以下「保全活動」という。）は、従来、地域漁業者を中心とする組織的な活動として行われてきた。

このため、一定のまとまりを持った地域において規約を有する活動組織を形成して、保全活動についての計画に基づき保全活動を実施する仕組みとすることが適当である。

また、保全活動は、船上や海中で行われる等一定の専門的な技術が要求される一方で、その効果は、漁業者のみならず地域住民や都市住民等にも広く及ぶという性格を有している。

このため、活動組織については、専門的技術を有する漁業者を中心としつつも、実施する保全活動の種類に応じて、地域住民等の多様な参画が図られるようにするべきである。

### 活動内容

保全活動の内容については、国産水産物の安定的な供給や公益的機能の発揮につながるものとなるよう、国が保全活動の内容についての標準的な指針を示すことが適当である。その上で、これを基に後述する地域協議会が地域の実情に応じた活動指針を作成し、更に活動組織が個別の実態に応じた活動計画を作成して保全活動を実施するという、柔軟な仕組みとすることが重要である。

また、個々の活動組織の活動内容が藻場・干潟等についての環境

・生態系の保全の観点から適切なものとなるよう、市町村が活動組織との間で協定を締結して活動計画をチェックする仕組みとすることが適当である。

#### 地域協議会

保全活動は、地域に密着した活動であり、地方自治体の果たす役割も大きいことから、地域の保全活動に対し、国、地方がその役割分担に応じ、連携して支援する仕組みとすることが重要である。

また、制度に関する理解の促進等を図りつつ、地域の住民、関係団体等からの寄付等による支援なども併せて活用することが可能となるよう検討する必要がある。

さらに、地域ごとに多様性を有する保全活動の取組の特質を踏まえつつ、保全活動の普及推進、漁業者と地域住民等との間の調整や保全活動に関する効果的な指導・助言を行うことが必要と考える。

このため、都道府県内の地域特性を反映した効果的な推進が可能な地域を単位として、関係する行政機関や各種団体（都道府県、市町村、漁業団体等）が参画し、個々の活動組織をきめ細かく支援することのできる仕組みとして「地域協議会」を設立することが適当である。

#### (4) 保全活動に対する支援の実施

活動組織が活動計画に基づいて適切に保全活動を実施する場合に一定の支援を行うこととし、支援水準については、基準的な活動量を基に算定することが適当である。

( 5 ) 支援対象

支援対象としては、以下を基本とすることが適当である。

- 計画づくり
- モニタリング
- 保全活動

藻場における支援対象

大区分	中区分
計画づくり	話し合い 目標設定、計画策定、進行管理 普及啓発（情報発信、交流活動等）
モニタリング	現状把握 効果調査
保全活動	母藻の設置 種苗の生産・投入 移植・播種 栄養塩類の供給 食害生物駆除 保護区域の設定(食害生物からの防除) 浮遊・堆積物の除去 流域における植林 その他の藻場保全のための活動

干潟における支援対象

大区分	中区分
計画づくり	話し合い 目標設定、計画策定、進行管理 普及啓発（情報発信、交流活動等）
モニタリング	現状把握 効果調査
保全活動	耕うん 砂泥の移動防止 客土 機能低下を招く生物の駆除 機能発揮のための生物移植 保護区域の設定 （機能低下を招く生物からの防除） 浮遊・堆積物の除去 干潟の沖合域におけるアマモ等の移植 流域における植林 その他の干潟保全のための活動

ヨシ帯（湖沼域）における支援対象

大区分	中区分
計画づくり	話し合い 目標設定、計画策定、進行管理 普及啓発（情報発信、交流活動等）
モニタリング	現状把握 効果調査
保全活動	ヨシ苗の生産 ヨシ苗の移植 ヨシの間引き、刈取り 競合する植物の管理 ヨシ保護柵の設置 ヨシ帯周辺の浮遊・堆積物の除去 保護区域の設定 その他のヨシ帯保全のための活動

( 6 ) 支援の実施期間

活動の継続性を担保するため、複数年度にわたって支援措置を実施するべきである。

( 7 ) 交付金の終了

支援制度による効果や支援の継続の必要性を判断する一定の基準を設定するべきである。

4 国民理解の促進、他の活動との連携

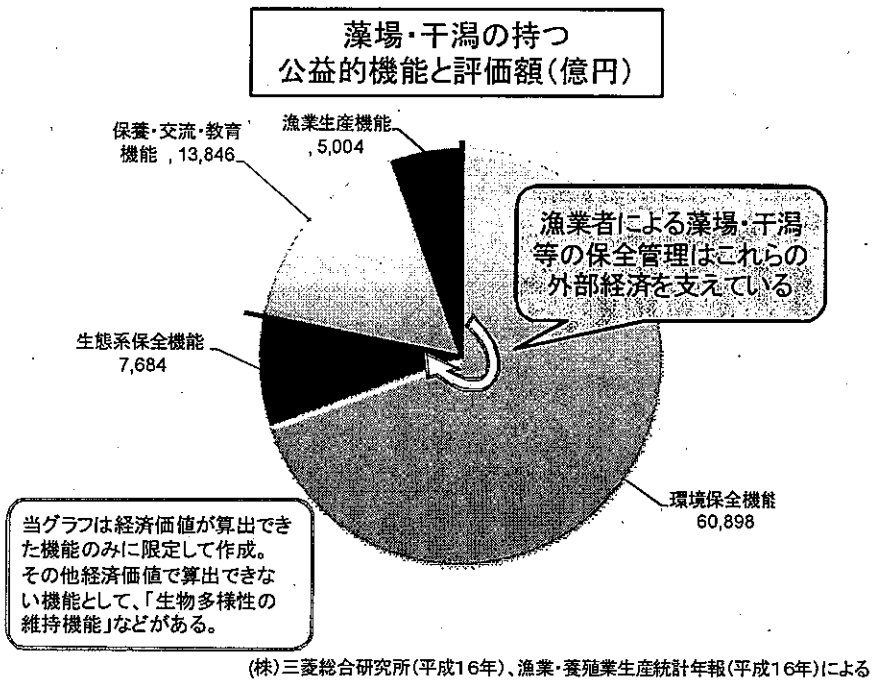
保全活動の意義について、国民の理解を醸成するため、パンフレットの配布やシンポジウムの開催等を併せて実施すべきである。

また、保全活動について、地域全体への啓発・普及を行いつつ、学校教育、生涯学習、食育等関連する他の活動とも連携して実施することが重要である。

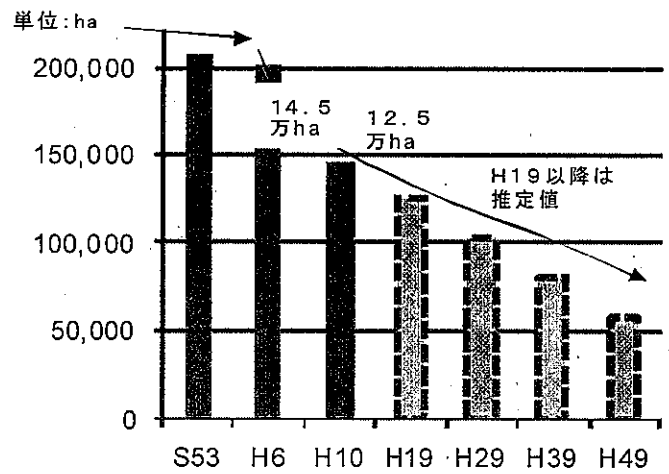
5 終わりに

本報告書は、藻場・干潟等の環境・生態系保全活動の支援制度についての3回にわたる検討及び現地視察の結果を踏まえて取りまとめたものである。行政当局においては、本報告書で取りまとめられた内容を基本として、施策を確立されることを期待する。

〈参考1〉 参考図表



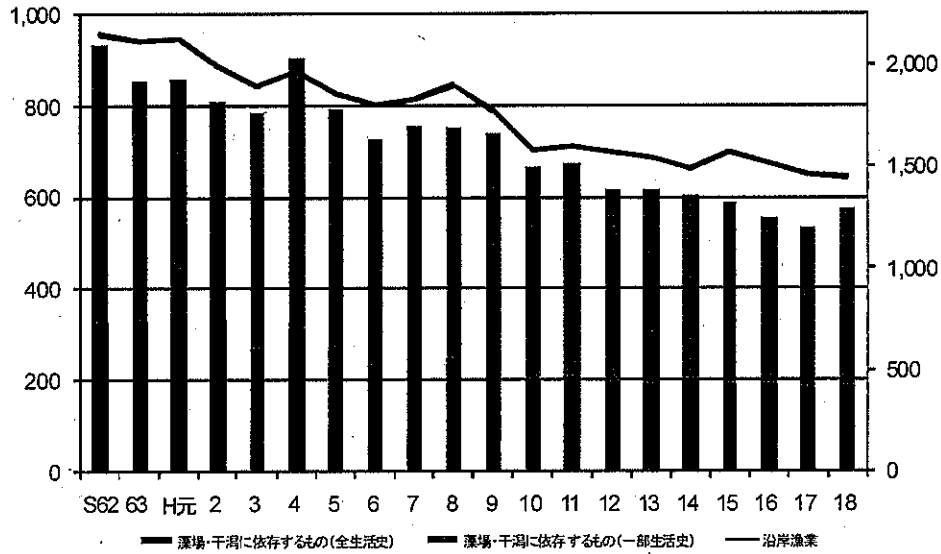
### 藻場面積(ha)の推移と予測



環境省、国土地理院、(財)海洋生物研究所 調査・資料により作成

### 藻場・干潟の機能低下や減少による 水産資源の減少

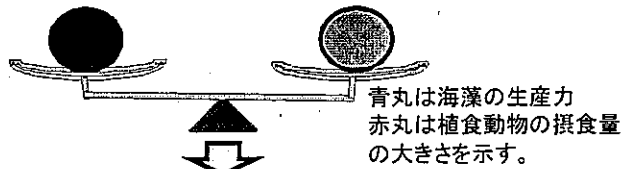
単位：千トン



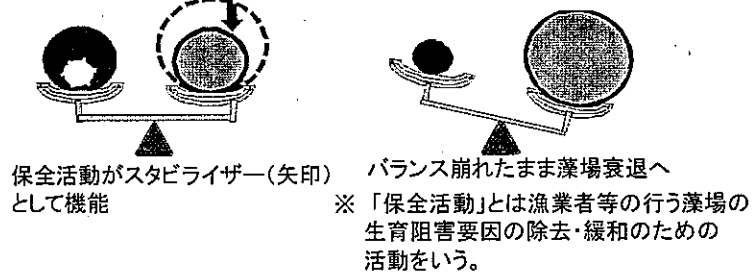
農林水産省「漁業・養殖業生産統計年報」により作成

### 最近の藻場衰退のメカニズム

健全な藻場では海藻の生産力と植食動物の摂食量がバランス

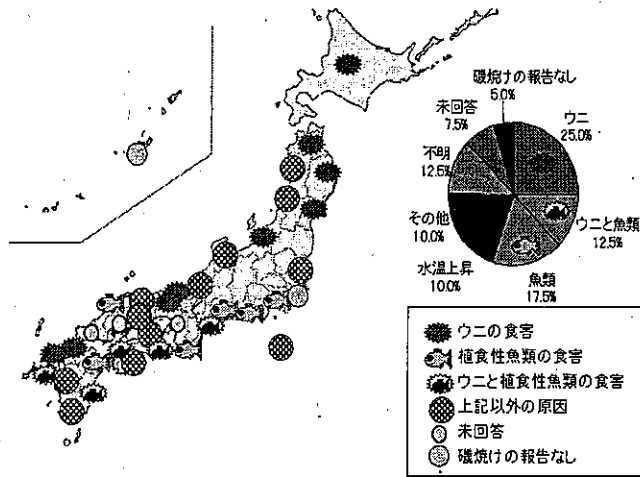


環境変化によって両者のバランスが崩れると。。。  
漁業者等による保全活動※がある場合      漁業者等による保全活動が衰退した場合



「磯焼け対策ガイドライン」(水産庁、平成19年)

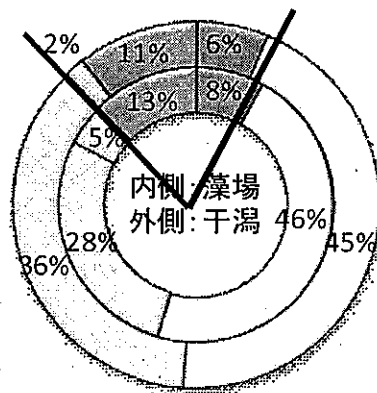
藻場の衰退に関して想定された要因



「磯焼け対策ガイドライン」(水産庁、平成19年)  
 地方自治体行政担当者に対するアンケートに基づく。

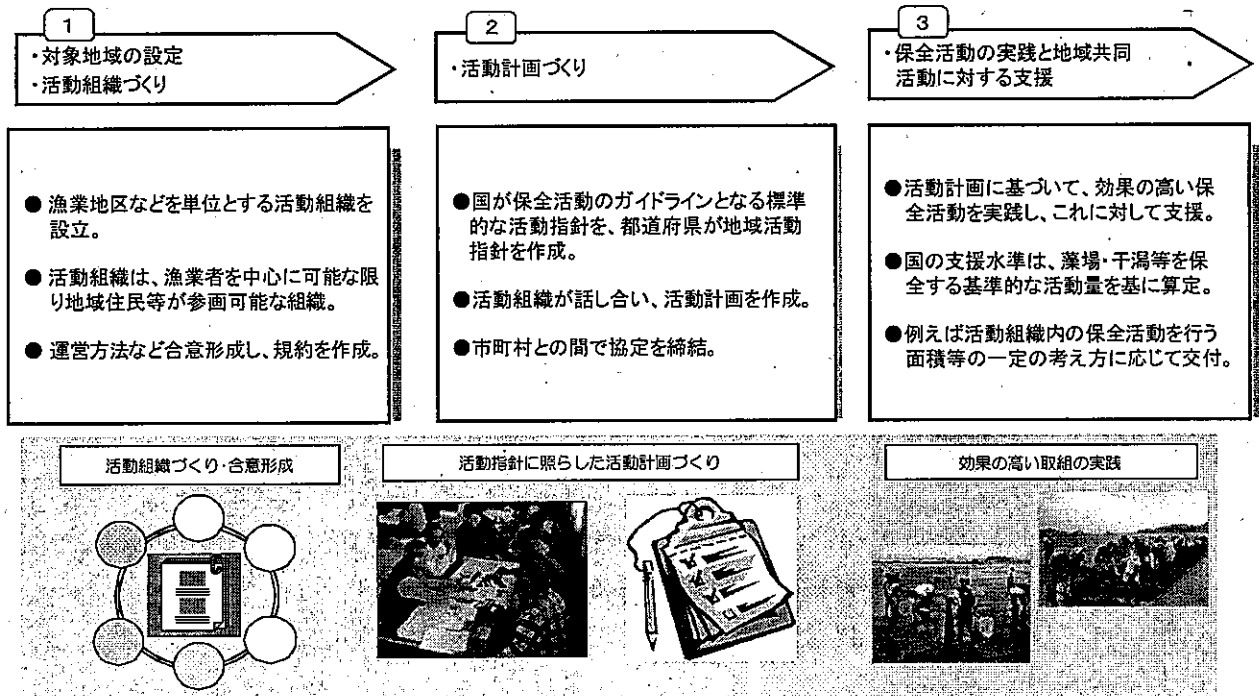
活動の担い手の現状と将来に対する認識

- 担い手は十分おり特に問題はない
- 組合員数の減少や高齢化で将来は難しくなる
- すでに組合員の減少や高齢化で難しくなっている
- その他
- 未回答

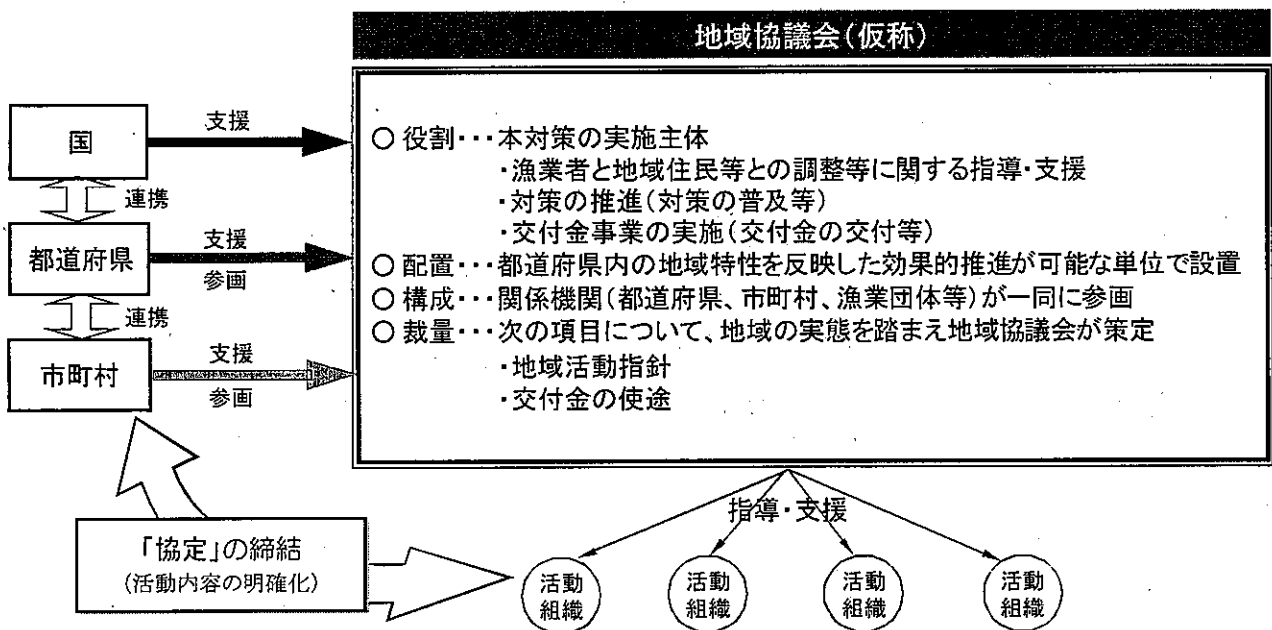


保全活動等に関するアンケート調査(平成19年)

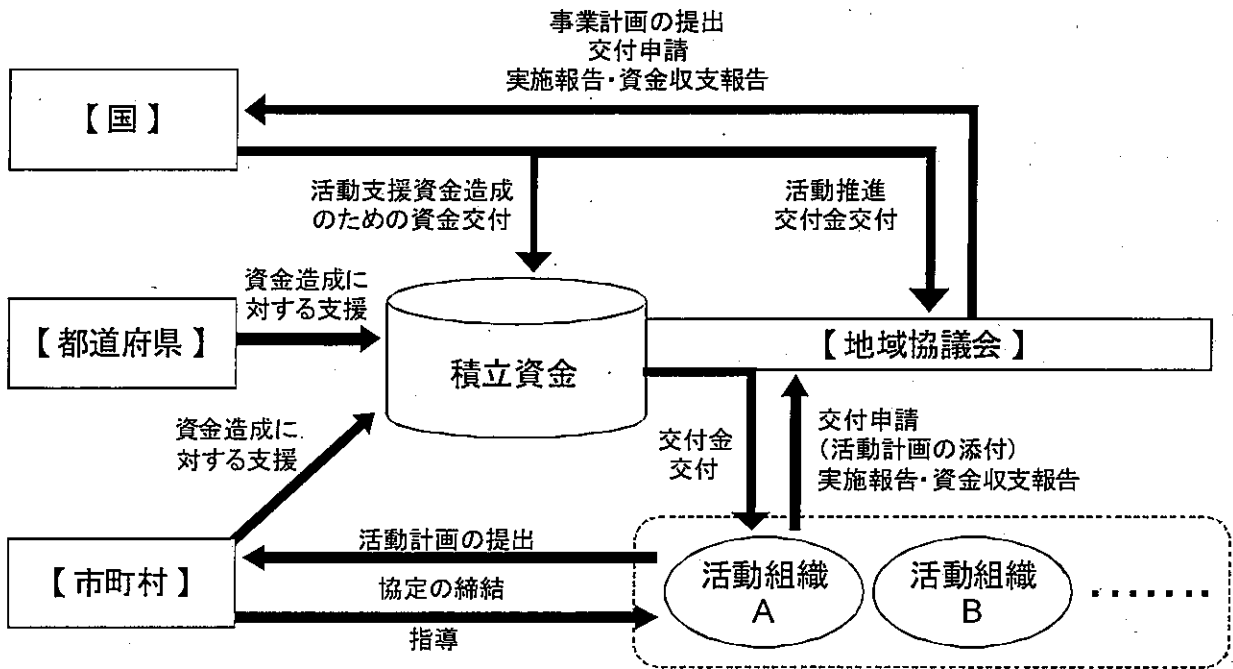
## 【保全活動の流れのイメージ】



## 【実施体制のイメージ】

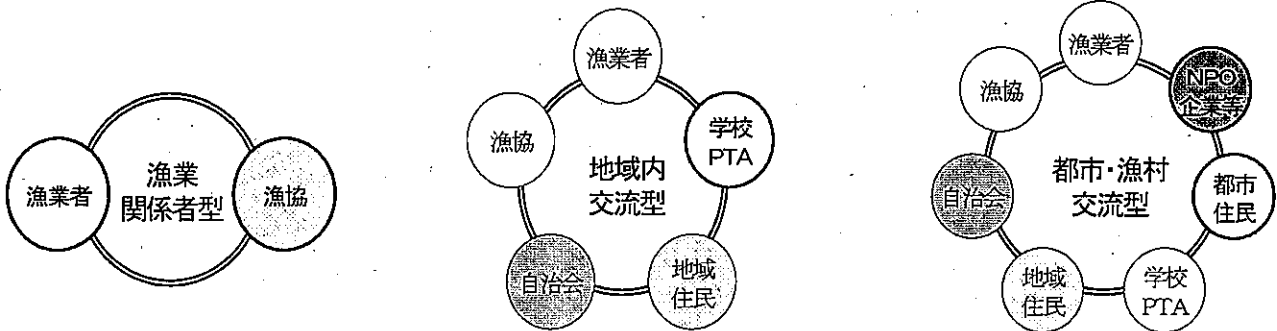


## 【事業の手続きのイメージ】



※このほか、地域の住民、関係団体等による寄付も活動のための資金として併せて活用が図られるようにする。

## 【活動組織のタイプの例のイメージ】



## 参考2 委員名簿

	足利 由紀子	N P O 法人水辺に遊ぶ会理事長
	有蘭 眞琴	山口県農林水産部水産振興課長
	井上 洋	(社)日本経済団体連合会産業第一本部長
	小田切徳美	明治大学農学部農村政策論研究室教授
	小島 正美	毎日新聞社生活家庭部編集委員
	西原 茂樹	静岡県牧之原市長
	長谷川 朝恵	主婦・消費生活アドバイザー
	藤田 大介	東京海洋大学准教授
(座長)	山下 東子	明海大学経済学部教授
	山下 好則	西海市大島地区藻場保全会会長(長崎県漁業士)